

河内町出荷者協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、河内町出荷者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、農産物等直売所（以下「直売所」という。）において、自ら生産した農畜産物や加工品等を販売することを通じて、農業所得の向上及び消費者との交流を促進するとともに、農業及び商業の活性化に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、まちづくり推進課内に置く。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者に信頼される直売所づくりのための調整
- (2) 宣伝活動及びイベント等への協力並びに参加
- (3) 会員相互の情報交換及び親睦
- (4) 生産技術等の向上を目的とした各種研修会の開催
- (5) その他

(会員及び組織)

第5条 協議会の会員は、農畜産物等を生産する個人、団体若しくは法人で直売所へ出荷者登録する者をもって構成する。

2 会員になるためには加入申込書(別記様式1)を協議会長に提出し、役員会の承認を得たのち、別表1に定める年会費を納入する。

3 会員から脱退するには、脱退届(別記様式2)を協議会長に提出し、受理されなければならない。

4 協議会規約に違反した者及び協議会に多大な迷惑をかけた者は、役員会の承認をもって除名することができる。

5 第2項に定める年会費は、脱会等その理由の如何を問わず返還しない。

(役員等)

第6条 協議会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。ただし、専門部会長は第9条に定める専門部が設置された場合のみとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 部会長 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、部会長は除く。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を総括する。
- (4) 監事は、本協議会の会計事務を監査し、定期総会にて報告する。

(総会)

第7条 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなすものとする。

4 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) その他本協議会運営上の重要な事項

5 議決は、総会出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他必要な事項

2 役員会が必要と認めたときは臨時総会の開催を会長に求めることができる。

(部会の設置)

第9条 直売所の充実と部門ごとの研鑽と連携を深めるため、部会を設置すること

ができるものとする。

2 部会の構成は、役員会において決定する。

3 部長は専門部会員の中から選任する。

(事業年度)

第10条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 本協議会の経費は、年会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。また必要により負担金及び会費を徴収することができる。

(その他)

第12条 この規約に定める事項のほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、令和4年2月17日から施行する。

2 協議会の設立年度の役員の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

別表1 年会費（第5条第2項関係）

	町 内	町 外
年会費	2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

※年度途中の入会の場合も同様とします。